

## 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

### 第1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

#### 考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外の最高裁判所規則で定める場所にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問することができるものとする。

- ① 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者
- ② 同一構内に出頭するに際し、自己若しくはその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- ③ 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内への出頭が著しく困難であると認められる者

#### 【検討課題】

##### 1 同一構内以外の場所に在席して尋問を受けることができる証人の範囲

###### (1) 上記①について

- 対象者は、被害者以外の証人も含め上記①の要件を満たす証人としてよいか。

###### (2) 上記②について

###### ア 趣旨等

- 出頭に際しての証人の安全確保
- この類型の必要性・有用性をどう考えるか。

###### イ 要件

- （畏怖・困惑のおそれがある場合は対象とせず）加害行為のおそれがある場合を対象とするか。

###### ウ その他

- 証人の在席場所を相手方に知らせないものとするか（規定の整備の要否）。

### (3) 上記③について

- 所在地尋問（刑訴法第158条）との使い分けにおいて、「概要」の要件は適切か。

### (4) その他

- 刑事施設等に収容されている者で、施設外（裁判所）に出頭するとその心情の安定や矯正教育の効果が害されることとなる場合も、対象とするか。

## 2 証人が在席する場所の範囲

- 他の裁判所の構内に限るか。それ以外の場所（刑事施設等）も認めるか。

## 3 当事者の意見

- 検察官及び被告人又は弁護人の意見をどのように考慮するか。

## 4 現行規定の見直しについて

- 刑訴法第157条の4第1項第1号・2号に列挙された罪名について、見直しを要するか。
  - ・ いわゆるDVや児童虐待等に当たる行為の罪名を的確に列挙できるか。その罪名に該当することが現行の1号・2号と同等にビデオリンク方式によることの必要性を基礎付けるか。
- 加害行為等のおそれが認められる証人につき、同一構内でのビデオリンクも可能とする必要があるか。
  - ・ 法廷に出頭するに際しての加害等のおそれが同一構内の別室に出頭することにより回避できるのはどのような場合か。

## 第2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

### 考えられる制度の概要

- 1 検察官は、次に掲げる者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合であって、その者の同意があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に、証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録して行うその者の証人尋問を請求することができるものとする。
  - ① 刑訴法第157条の4第1項第1号又は第2号に掲げる者
  - ② ①のほか、犯罪の性質、その者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 1の記録媒体がその一部とされた調書は、刑訴法第321条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができるものとする。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする。

### 【検討課題】

#### 1 対象者及び要件

- 負担軽減の必要性などの観点を踏まえ、対象者の範囲や要件をどのように定めるか。
  - ・ 「②」において、被害者以外の者を対象とすべきか。

#### 2 記録媒体の取扱い

- 対象者の名誉、プライバシーの保護などの観点を踏まえ、証拠開示や訴訟記録の閲覧・謄写の場面において、本制度の記録媒体の取扱いをどのように定めるか（刑訴法第40条第2項、第270条第2項参照）。

#### 3 その他

- 防御や反対尋問への影響
- 負担軽減の程度

### 第3 証人に関する情報の保護

#### 1 証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置

##### 考えられる制度の概要

- 1 検察官は、刑訴法第299条第1項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるに当たり、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、氏名及び住居を知る機会を与えることに代わる措置を採ることができるものとする。
- 2 被告人側の請求により、裁判所が1の代替措置の可否に関する裁定を行う仕組みを設けるものとする。

##### 【検討課題】

##### (1) 代替措置を認める要件

- (畏怖・困惑のおそれがある場合は対象とせず) 加害行為のおそれがある場合を対象とするか。
- 「防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」として、どのような場合を想定するか。
- 鑑定人、通訳人、翻訳人も対象とするか。

##### (2) 代替措置の範囲

- 証人保護の必要性、防御への影響及びこれに対する配慮などの観点を踏まえ、どのような範囲の代替措置を認めるか。

##### A案

氏名及び住居に代わる呼称及び連絡先を開示する。

##### B案

住居に代わる連絡先を開示する。

##### (3) 不服申立て

- 裁定の内容は、氏名・住居の開示を命じるものとするか、別の代替措置をとることも可能とするか。
- 裁判所の裁定に対して即時抗告ができるものとするか。

#### (4) 代替措置を採った場合の取扱い

- 検察官請求証拠（弁護人への開示証拠）における氏名・住居の取扱いをどうするか。
- 裁判所における氏名・住居の取扱いをどうするか。
  - ・ 証人尋問請求について、代替措置の氏名・住居で行うものとするか、実際の氏名・住居によって請求の上、被告人側にはこれを知らせないものとするか。
  - ・ 証人尋問の決定について、代替措置の氏名で決定を行うものとするか、実際の氏名で決定の上、被告人側に通知しないものとするか。
  - ・ 公判調書等の訴訟記録への記載について、代替措置の氏名・住居とするか、実際の氏名・住居を記載の上、被告人側の閲覧・謄写を制限するものとするか。

#### (5) その他

- 弁護人には氏名・住居を開示した上で、被告人には知らせてはならない旨の条件を付する制度として、具体的にどのようなものが考えられるか。
  - ・ 被告人に知らせない旨の条件を付する措置の要件をどう考えるか。
  - ・ 弁護人が被告人に知らせることができる旨の例外を設けるべきか。
  - ・ 弁護人が条件に違反しないことの担保措置をどうするか（刑訴法第299条の2との関係）。

## 2 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

### 考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる場合において、証人等（証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人又は証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者であって、被害者以外の者をいう。）から申出があり、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住居その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとし、裁判所が当該決定をしたときは、起訴状の朗読及び証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行い、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときはこれを制限することができるものとする。

- ① 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合
- ② 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがある場合

### 【検討課題】

#### (1) 制度化の趣旨

- 運用により対応可能か。制度化することの趣旨・影響をどのように考えるか。

#### (2) 秘匿を認める対象者及び要件

- 対象者（「証人等」）の範囲をどのようにするか。
  - ・ 「証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者」のほか、証言において氏名が述べられる者も対象とする必要があるか。
- ①の類型について、（畏怖・困惑のおそれがある場合は対象とせず）加害行為のおそれがある場合を対象とするか。
- ②の類型について、本制度の対象とするか。その場合の対象者の範囲は①と同じとするか。

## 第4 証人の安全の保護

### 考えられる制度の概要

報復等による生命・身体への危険がある証人について、証言後をも含むその安全の確保を図るため、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その者を特定する事項の変更その他の証人の所在等を探知されにくくするための措置を講ずることができるものとする。

### 【検討課題】

#### 1 考えられる具体的な保護の内容

- 一時的に別の氏名の使用を認めること
- 住居の変更を第三者に追跡されない仕組みを設けること

#### 2 他制度との調整

- 戸籍、住民登録その他の諸制度との調整
  - ・ 別の氏名の使用を認める際の要件・手続・効果
  - ・ 戸籍や住民登録等の取扱い（別名の使用や住居の変更等を第三者に追跡されないための仕組み）
  - ・ 租税、年金、運転免許等の各種資格など行政上の権利義務や法的地位の取扱い
  - ・ 対象者の債権・債務の取扱い（債権者の保護と対象者の安全確保・所在秘匿を両立させる方法）

#### 3 その他

- その他の保護措置（安全な生活環境の設定・維持）も行うものとするか。運用に必要な予算・人員等をどうするか。
- 諸外国で行われている証人保護措置（その内容、法的根拠、他制度との調整、所管・実施機関、人員・予算など）について、我が国における参考とすべきものがあるか。